

急増する女性結婚移民と韓国社会の対応
(National and Local Supporting Policy for Marriage Immigration in Korea)

キム・ヨンジュ (忠南女性政策開発院前任研究委員)

I. 韓国の国際結婚と女性結婚移民者

- 韓国の女性結婚移民者の増加の背景
 - グローバリゼーションと移住人口の増加 : 移住の女性化 (流出要因)
 - 韓国社会の階層の格差 (両極化)、地域格差の深化 (流入要因)
 - 移住人口の増加と超国家的な人的ネットワークの拡大
- 韓国の女性結婚移民者の増加推移及び特性
 - 国際結婚の増加 : 国際結婚の割合3.5%(2000) → 10.8%(2009)
 - 現在の結婚移民者は181,671名(89.1%の161,999名が女性)(2010.1月 現在)
 - 2005年までは中国の女性が大多数であったが、以降ベトナム、フィリピン、カンボジアなど、東南アジア出身の女性移民者が増加
 - 国際結婚夫婦の離婚率 1.2%(2002) → 9.4%(2009)と増加

II. 中央政府の結婚移民者に対する政策

- 2006年から中央政府次元の結婚移民者の政策が始まり、政策推進に必要な法令制定と各種の事業が飛躍的に増加
- 関連法
 - ・ 在韓外国人の待遇基本法 (’ 07.7)
 - ・ 結婚相談所の管理に関する法律 (’ 08.6)
 - ・ 多文化家族支援法(’ 08.9)
- 主要政策
 - ・ 「女性結婚移民者の家族及び混血人・移住者の社会統合支援法案」(06.4, 関係行政機関の合同)
 - ・ 「多文化家族支援改善の総合対策」(09.6, 関係行政機関の合同)
 - ・ 「多文化家族の生涯周期に合わせた支援の強化対策」(08.11, 福祉部)
 - ・ 「第1次 外国人政策基本計画」(08.12, 外国人政策委員会)
- 政策方向の変化
 - これまでの韓国語教育など、結婚移民者の入国初期に当たっての生活適応をサポート

する政策から、次第に結婚移民者の経済的な自立に重点をおくようになってきた。

- 結婚移民者の子どもを対象とする政策の増加。
 - 保育金支援、言語発達支援、二重言語教育の支援など。
- 多文化家族支援センターなどサービスの提供機関、従事者育成などのインフラ拡大
 - 多文化家族支援センター設置と拡大、訪問教育従事者の育成など。

<課題> 結婚移民者の支援政策は増加したものの、女性結婚移民者に対する暴力、結婚過程での人権侵害などの事例は相変わらず発生している。

III. 地方政府の結婚移民者に対する支援政策 : 忠清南道の事例

- 地方政府の結婚移民者政策とその推進
 - ・ 国家(中央政府)の政策と事業を推進
 - ・ 地方政府ならではの事業を推進
 - ・ 推進方式は主に市・郡単位の自治体と多文化家族支援センター（国費と地方費で運営）、地域の移住民支援 NGOなどの団体・機関と協力のもとで実行
- 忠清南道の女性結婚移民者の現状
 - 現在の結婚移民者は8,377名(77%の6,448名が中国とベトナム 出身)
- 忠清南道の女性結婚移民者の実態
 - ・ 経済的な困難 : 金銭的な問題の経験率 28.7%
 - ・ 夫婦及び家族関係
 - 文化の差、相違する家族文化及び規範 (男性中心の家族関係及び文化)
 - ・ 結婚移民者の子女が増加するにつれ、これらの状況に合わせた政策及び対応が必要
 - ・ 社会参加が貧弱
 - ・ 結婚移民者の社会適応の支援のみならず、地域社会の構成員としての主体的な参加と社会・経済的なエンパワーメント(empowerment)を増大させる必要がある。
- 忠清南道の政策現状
 - ・ 多文化家族支援センターの運営を支援
 - ・ 移住女性暴力被害者のための保護施設の運営を支援
 - ・ オウリム事業運営 : 市・郡及び多文化家族支援センターと連携し、多様なプログラムの運営を支援
 - ・ 多文化政策委員会の運営
 - ・ 通訳・翻訳者の配属 (15ヶ所の多文化家族支援センター)
 - ・ 結婚移民者の家族を訪問・教育
 - ・ 結婚移民者子女の言語発達に関する支援

□ 忠清南道の政策事例

<事例 1> 訪ねる多文化理解教育

- 青陽郡多文化家族支援センター

<事例 2> 営農教育

- 青陽郡多文化家族支援センター

<事例 3> 結婚移住女性の産婦ケアー支援事業

- 論山市多文化家族支援センター

<事例 4> 結婚移民者と一緒に社会的企業を運営するNGO

- 「天安モイセ」：結婚移住民の支援を目的に2004年に創立されたNGO
<クム(夢)・イ(移)・ピョンファ(平和) 事業団>

IV. 今後の課題

- 現在韓国の中央・地方政府の支援政策での結婚移住女性は‘女性’と同時に‘移住民’としての二重的な特性を持った“社会少数者”というより、韓国男性の“妻”と同時に“子ども”を出産・養育する存在と認識されているため、政策支援の対象として設定するにつれ限界がある。
- ジェンダーの観点から女性結婚移民者の状況を認識し、結婚移民者の政策を韓国社会内での女性のエンパワーメント、男女平等政策、または性認知の政策(Gender Sensitive Policy) という脈絡から取り組むべきである。
- 移住民が「主体」の立場から生活での問題を解決する環境を整えるべきである。現在、多くの移住女性の支援政策は韓国人が主導する支援機関やNGOによってなされている。長期的に移住民自らの権利向上と政策介入が可能でなければならない。
- 結婚移住女性と地域住民が地域社会で新しい実験と多様な実践が可能であるように支援していくべきである。